

# 芸 術

## 1 科目構成

改 訂								現 行	
科 目	標準単位数	科 目	標準単位数	科 目	標準単位数	科 目	標準単位数	科 目	標準単位数
音楽Ⅰ	2	美術Ⅰ	2	工芸Ⅰ	2	書道Ⅰ	2	左に同じ	
音楽Ⅱ	2	美術Ⅱ	2	工芸Ⅱ	2	書道Ⅰ	2		
音楽Ⅲ	2	美術Ⅲ	2	工芸Ⅲ	2	書道Ⅲ	2		

Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則とする。

「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」、及び「書道Ⅰ」のうちから1科目をすべての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとされている。

## 2 改訂の基本方針

- (1) 芸術科の目標について「芸術文化についての理解を深め」ることを新たに加えられた。また、各科目についても、文化の理解に関する目標を示すとともに、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いが一層重視されている。
- (2) 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、Ⅰ及びⅡを付した各科目の目標にも、「生涯にわたり」を加え、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることが明確にされている。
- (3) 音楽では楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動、美術、工芸及び書道では作品について互いに批評しあう活動を鑑賞指導に取り入れるようにし、言語活動の充実を図るようにされている。
- (4) 知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることを内容の取扱いに明記されている。

## 3 改訂の内容

### (1) 目標

芸術科の目標は、次のとおり示されている。

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

この目標は、芸術科の性格とねらいを示すものであり、各科目のそれぞれの目標の基底となるものである。また、この目標は、まず生徒一人一人がそれぞれの興味・関心や個性を生かして、芸術と幅広く、かつ、主体的にかかわっていくことを重視したものである。

芸術科は、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てること、感性を高めること、芸術の諸能力を伸ばすこと、芸術文化の理解を深めることが、総合的に作用し合って、豊かな情操がはぐくまれていくことによって、望ましい人格の完成を目指すものとされている。

## (2) 各科目

### <音 楽>

#### ア 目標

「音楽Ⅰ」の目標は、「音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。」と改訂された。

従前の「音楽Ⅲ」の目標にのみ示していた「生涯にわたり」が「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」の目標に新しく加わり、生涯学習の一層の進展に対応して、生涯にわたって音楽への永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視されている。また、「音楽Ⅰ」の目標に「音楽文化についての理解を深める」ことも新たに加わり、文化的・歴史的背景などの広い視野で音楽に目を向けて、音楽文化の理解を深めていくことを目指すこととされている。

「音楽Ⅱ」では、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすことを、「音楽Ⅲ」では、音楽文化を尊重する態度を育て、感性を磨き、個性豊かな音楽の能力を高めることを目標としている。

#### イ 内容の構成と取扱い

- (ア) 「音楽Ⅰ」では、表現領域は「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野で構成され、表現領域のすべての分野と鑑賞領域を学習するようにされている。
- (イ) 「音楽Ⅱ」では、表現領域の三つの分野のうちから一つ以上を選択して学習するとともに鑑賞領域を学習するようにされている。
- (ウ) 「音楽Ⅲ」では、表現領域の三つの分野及び鑑賞領域のうちから一つ以上を選択して学習するようにされており、いずれの学習においても我が国の伝統音楽の学習を含めるようにして、我が国の音楽文化を継承し創造していく態度を養うようにされている。
- (エ) 「A表現」の内容
  - a 「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」及び「音楽Ⅲ」の各指導事項の文末を、「歌唱」では「歌うこと」、「器楽」では「演奏すること」、「創作」では「音楽をつくること、変奏や編曲をすること」とし、具体的な音楽活動を通して学習することが明確にされている。
  - b 「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」及び「音楽Ⅲ」における「歌唱」では、現行の「合唱における表現の工夫」を「様々な表現形態による歌唱の特徴を生かし」とするなど独唱や小アンサンブルを含めて扱えるようにするとともに、「器楽」では、現行の「合奏における表現の工夫」を「様々な表現形態による器楽の特徴を生かし」とするなど、独奏や小アンサンブルを含めて扱えるようにされている。
  - c 「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」における「創作」では、指導事項をア「音階、旋律、和音」、イ「音素材の特徴、構成」、ウ「変奏、編曲」、エ「音楽を形づくっている要素」とし、ア、イ又はウのうちから一つ以上選択して扱えるようにし、ア、イ、ウのそれぞれとエを関連付けて指導することとなった。
  - d 「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」においては、各分野の指導事項のエとして「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受すること」が共通に挙げられてお

り、各分野のア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要となっている。

(オ) 「B鑑賞」の内容

a 現行では「主として箏曲、三味線音楽（歌い物）、尺八音楽などを扱うようにする」と示されているが、今回の改訂では、鑑賞の学習全体を通じて我が国や郷土の伝統音楽を幅広く扱うことができるようにするため、具体的な音楽の種類等を示されてはいない。

b 現行の「世界の諸民族の音楽の種類と特徴」については、鑑賞の学習全体を通じて、我が国や諸外国の様々な音楽を教材として取り上げる中で扱うようにされている。

c 今回の改訂で、「B鑑賞」の指導に当たっては、楽曲や演奏について根拠を持って批評する活動などを取り入れるようにすることとされている。

(カ) 今回の改訂では、知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることが内容の取扱いに明記されている。

## <美術>

### ア 目標

「美術Ⅰ」の目標は、「美術の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。」と改訂されている。

従前の「美術Ⅲ」の目標にのみ示していた「生涯にわたり」が「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」の目標に新しく加わり、生涯学習の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術の永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視されている。

また、「美術文化についての理解を深める」も「美術Ⅰ」と「美術Ⅱ」に新しく加わり、美術が社会を生き生きと明るく豊かなものにしていく力をもっていることを認識するとともに、美術文化を尊重する態度を養うことを目指すこととされている。

「美術Ⅱ」では、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばすことを、「美術Ⅲ」では、美術文化を尊重する態度を育て、感性と美意識を磨き、個性豊かな美術の能力を高めることを目標としている。

### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 「A表現」では、現行と同様の三分野からなり、基本的な構成は変わらないが、特に、「(3)映像メディア表現」において、従前は「伝達」のための表現能力の育成に重点を置いていたが、今回の改訂では、「伝達」だけでなく、「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現の能力の育成も重視されている。

(イ) 「B鑑賞」においては、日本の美術の特質や、日本及び諸外国の美術文化についても重視するとともに、互いに批評し合うなどの言語活動を取り入れるようにされている。

(ウ) 「美術Ⅱ」においては、豊かな美的体験を通して実感を持って美術についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な美術の活動をしていくための資質や能力を高めるため、現行では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するように改訂されている。

(エ) 今回の改訂では、知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図ることが内容の取扱いに明記されている。

## <工 芸>

### ア 目標

「工芸Ⅰ」の目標は、「工芸の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、工芸の伝統と文化についての理解を深める。」と改訂されている。

従前の「工芸Ⅲ」の目標にのみ示していた「生涯にわたり」が「工芸Ⅰ」、「工芸Ⅱ」の目標に新しく加わり、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって工芸の永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視されている。

また、芸術教科の目標を受け、「工芸の伝統と文化についての理解を深める」も新しく加わえられている。

「工芸Ⅱ」では、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばすことを、「工芸Ⅲ」では、工芸の伝統と文化を尊重する態度を育て、感性と美意識を磨き、個性豊かな工芸の能力を高めることを目標としている。

### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 「A表現」は、「(1)身近な生活と工芸」と「(2)社会と工芸」の二つの分野に改訂された。

a 「(1)身近な生活と工芸」は、自己の身近な生活に目を向け、自己の思いなどから発想し、制作する人の視点に立って創意工夫して表現する能力を育成することがねらいとされている。

b 「(2)社会と工芸」は、使用する人や場などを考え発想し、社会的な視点に立って創意工夫して表現する能力を育成することがねらいとされている。

(イ) 「B鑑賞」においては、日本の工芸の特質や、伝統と文化、日本及び諸外国の工芸についても重視するとともに、互いに批評し合うなどの言語活動を取り入れるようにされている。

(ウ) 「工芸Ⅱ」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって美術についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な工芸の活動をしていくための資質や能力を高めるとされており、現行では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するように改訂された。

(エ) 今回の改訂では、知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図ることが内容の取扱いに明記されている。

## <書 道>

### ア 目標

「書道Ⅰ」の目標は、「書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める」と改訂されている。

従前の「書道Ⅲ」の目標にのみ示していた「生涯にわたり」が「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」

の目標に新しく加わり、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって書道の永続的な愛好心をはぐくんでいくことが重視されている。

また、芸術科の目標を受け、「書の伝統と文化についての理解を深める」も新たに加わり、書の伝統と文化の理解を深め、そのよさを継承・発展させることをねらいとされている。

「書道Ⅱ」では、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすことを、「書道Ⅲ」では、書の伝統と文化を尊重する態度を育て、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高めることを目標としている。

#### イ 内容の構成と取扱い

- (7) 従前は「書道Ⅰ」の「A表現」では「漢字仮名交じりの書」は必ず扱うこととし、「漢字の書」と「仮名の書」はいずれかを選択することが可能となっていたが、今回の改訂では、この三つの分野すべてを扱うこととされている。
- (イ) 中学校国語科の書写との関連性を踏まえ、「漢字仮名交じりの書」が書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野であることは、従前と変わらない。
- (ロ) 「書道Ⅱ」においては、表現領域については「漢字仮名交じりの書」を含め、二つ以上の分野を選択して学習することとされている。「書道Ⅲ」においては、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習することとされている。
- (エ) 「書道Ⅰ」「書道Ⅱ」における「名筆」とは、日本及び中国の古典・古筆から近現代までの優れた書をいう。名筆のよさや美しさをもとに表現し、工夫することとされている。
- (オ) 用具・用材に関する事項は、従前は「漢字仮名交じりの書」に集約していたが、それぞれの分野ごとに扱う用具・用材があることから、今回の改訂では「書道Ⅰ」の「A表現」のすべての分野の指導事項として位置付けられている。
- (カ) 「書道Ⅰ」の「B鑑賞」に関しては、「漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること」が新たに指導事項に加わった。必要に応じて真跡・拓本・複製・印刷図版、さらに視聴覚機器、情報機器を効果的に活用しながら進めることが大切であり、地域の文化財や人材、美術館などを活用することによって効果をあげることもできるとされている。
- (キ) 指導に当たっては、作品について表現の意図について発表したり、互いに批評し合う活動などを取り入れ、言語活動の充実を図ることとされている。
- (ク) 「書道Ⅰ」で扱う書体については、生徒の特性等によって草書、隸書及び篆書を加えることもできることとしている。篆刻に関しては、現行では「篆刻等を加えることもできる」としていたが、今回の改訂で「篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする」とし、可能な限り扱うようにすることとされている。
- (ケ) 知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすることとなった。生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で著作権などの知的財産権などにも触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も必要である。

## 4 質疑応答

問1 芸術科目を開設する際に、どのようなことに配慮したらよいか。

学習指導要領第1章第5款の1においては、「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修できるよう配慮する」こととされている。このため、教育課程の編成に当たっては、ⅡやⅢを付した科目についても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修したりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要である。

さらに、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、学校設定科目を開設し、学校独自の特色ある教育を展開することも考えられる。

このように、各学校の工夫によって多様な科目を設定し、生徒一人一人が個性に応じてそれぞれの能力を伸ばすことができる教育課程を編成することが大切である。

問2 主体的な学習態度を育てるために、どのようなことに留意したらよいか。

生徒の主体的な学習態度を育てるためには、これまでの学習で培ってきたものを踏まえ、生徒が自己の興味や・関心に基づいて自ら課題を設定し、その解決を図っていく「課題を設定した学習」を行うことが重要である。

この学習の指導に当たっては、年間指導計画とどう関連させ、どう進めていくのかについての見通しと工夫が必要である。具体的には、

- ①生徒の学習状況等に応じて、適切な時期に学習活動を設定
- ②生徒の興味・関心、能力等に応じた適切な課題を設定する際の指導・助言
- ③学習活動を充実させる工夫
  - ・課題に応じたグループ学習
  - ・学級全体としての課題を設定し、相互に役割を分担する
  - ・互いの学習成果を発表し合う

等が重要である。

問3 各科目の内容の取扱いに当たっては、どのような事項に配慮すべきか。

- (1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。
- (2) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり地域の人材の協力を求めたりすること。